

# 廃棄物関係事業者の皆様へ

～長野県からのお知らせ～

令和3年1月

令和3年4月1日から、松本市の中核市移行に伴い、廃棄物処理法等に基づく許可申請・届出等に係る業務の一部が、松本市の業務となります

令和3年4月1日から、松本市の中核市移行に伴い、廃棄物処理法等に基づく許可申請・届出等に係る業務の一部が、松本市の業務へと変更となります。

詳細は以下のとおりですが、申請等の窓口が変更となりますので、ご注意ください。

## 【松本市へ移管される主な業務】

- 廃棄物の処理に係る各種許可・届出・報告等に係る業務
  - ・積替保管を含む産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、廃棄物処理施設等
  - ・産業廃棄物管理票交付等状況報告、多量排出事業者に係る報告等
- 自動車リサイクル法に係る各種許可・登録・届出等に係る業務  
(解体業、破砕業、引取業、フロン類回収業)
- P C B 特別措置法に係る届出等に係る業務
- ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出等に係る業務
- 上記各業務に係る監視指導業務

(注) 上記いずれも松本市内の事業所に係るものが松本市へ業務移管となります。松本市以外の事業所に係るものは、これまでどおりです。

従って、松本市内及び松本市以外の複数の事業所を有する事業者の方は、松本市役所及び長野県の地域振興局の両方で各種許可・登録・届出等が必要となりますので、手続き漏れのないようにご注意ください。

県庁環境部資源循環推進課のお問い合わせ先

許可・届出に関すること(廃棄物処理法、自動車リサイクル法)

廃棄物審査係 ☎026-235-7164

P C B 特別措置法に基づく届出に関すること

廃棄物政策係 ☎026-235-7187

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出(廃棄物焼却炉関係)に関する  
こと、監視指導に関すること

廃棄物監視指導担当 ☎026-235-7203

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

**【参考：長野県の廃棄物関係許可等業務の窓口】**

名 称	所 在 地 直 通 電 話	管 轄 区 域
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久市跡部 65-1 ☎0267-63-3166	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、 北佐久郡、小県郡
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	伊那市荒井 3497 ☎0265-76-6817	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、 下伊那郡、木曾郡
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	松本市大字島立 1020 ☎0263-40-1956	松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、 塩尻市、安曇野市、諏訪郡、東筑摩郡、 北安曇郡
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野市大字南長野 南県町 686-1 ☎026-234-9590	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、 下水内郡

☆長野市内の事業所で必要となる手続きについては、長野市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。

☆松本市内の事業所で必要となる手続きについては、松本市役所環境エネルギー部廃棄物対策課までお問い合わせください。(4月1日以降)